

首都圏中央連絡自動車道 江戸崎橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答案
1	(参考図)架設計画図(その3) 特記仕様書P27～29	架設計画図において仮棧橋に下部工事で設置と記載がありますが、特記仕様書において本工事にて施工する旨記載があります。仮棧橋の施工は本工事もしくは下部工工事のどちらの施工範囲となりますでしょうか。	特記仕様書に記載のとおり、本工事にて施工するものとお考え下さい。
2	特記仕様書P27～28	仮棧橋工において施工が本工事の範囲としたときに、KP2～KP5、KP5～KP10は昼夜施工と記載がありますが、2交替制を当初想定していると考えてよろしいでしょうか。	2交替制を想定しています。
3	特記仕様書P33	仮設材について、特記仕様書に調達地域の記載がありますが、当初の仮設材の運搬費は記載の都市からの運搬費を見込んでいると想定してよろしいでしょうか。	仮設材運搬費には、特記仕様書に示す都市からの運搬距離に応じた費用を見込むものとお考え下さい。
4	数量総括表 設計図3 / 268	鋼構造物の製作(大型部材の製作)について、中間横桁H形鋼は「中間横桁部材の製作」にて計上と記載されておりますが、大型部材の工数を算出する際に中間横桁部材の重量は除外されていると考えてよろしいでしょうか。	大型部材質量は中間横桁部材を除いた質量とお考え下さい。
	以下余白		